

○統括課長制度の運用について(通達)

(平成 25 年 6 月 25 日岡務第 504 号)

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

警察本部長が指定する警察署においては、副署長の過重な業務負担を軽減し、業務の効率化を図るため、平成 23 年度から当該警察署の警務課長を統括課長として配置し、副署長の担当事務の一部を行わせ、又は補助させる統括課長制度を試行実施してきたが、このたび、これを正式な制度として、下記のとおり本日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本制度と同様に試行実施してきた統括係長制度については、平成 26 年春季人事異動の第二次異動の発令日をもって廃止する。ただし、本通達の施行の際、現に統括係長兼警務係長として配置されている職員については、人事異動により他所属に配置換となるまでの間は、試行実施を継続するものとする。

記

第 1 指定警察署

岡山中央警察署、岡山西警察署、岡山南警察署、倉敷警察署及び津山警察署

第 2 統括課長

統括課長は、指定警察署の警務課長をもって充てる。

第 3 任務及び位置付け

1 任務

統括課長は、上司の命を受け、副署長の担当事務の一部を行い、又はこれを補助するものとする。ただし、副署長の担当事務として規程等で定められたもののうち、その事務の性質上、他の職員が取り扱うことが妥当でないと認められるものを除く。

2 位置付け

統括課長は、指定警察署の筆頭課長として、警察署の業務に関することについて、他の課長を統括し、及び調整するものとする。

第 4 運用上の留意事項

1 警察署長は、統括課長として配置された職員に対してはその職責の重要性及び役職の位置付けを自覚させるとともに、他の所属職員に対しては統括課長が警察署における筆頭課長であることの意識付けを行い、指定警察署における統括課長制度の浸透を図ること。

2 警察署長は、統括課長の業務負担が過重にならないよう配慮すること。